

令和8年度山口県教育委員会免許法認定講習実施要項
【幼稚園教諭免許状】

1 講習の目的

本講習は、教育職員免許法及び同法施行規則の規定に基づき、幼稚園教諭免許状を取得するために必要な単位を修得させ、現職教員の資質の向上を図ることを目的とする。

2 主 催

山口県教育委員会

3 開設科目及び日程等

別紙1「令和8年度山口県教育委員会免許法認定講習開設科目等一覧表（幼稚園教諭免許状）」のとおり

4 会 場

- ・Ymfg維新セミナーパーク（山口市秋穂二島1062）
- ・山口県庁（山口市滝町1-1）

5 受講対象者

- (1) 幼稚園教諭二種免許状を所有し、幼稚園、幼保連携型認定こども園に勤務している教員（幼稚園教諭一種免許状取得希望者）
- (2) 上記の者のほか、基礎資格を有する者

6 受講料

1科目当たり1,800円を山口県収入証紙により徴収する。
また、単位修得証明手数料（700円）及び資料代その他必要経費は受講者の負担とする。

7 受講申込み

- (1) 受講希望者は、次のものを封書により、**郵送**で申し込むこと。

①「令和8年度山口県教育委員会免許法認定講習（幼稚園教諭免許状）」

講座の 記号	期 日	様式	申込期間	申込先
J	7月21日（火）～7月22日（水）	別紙様式 1	6月9日（火） ～ 6月30日（火）	山口県 乳幼児の 育ちと学び 支援センター
K	8月1日（土）～8月2日（日）			
L	8月20日（木）・9月5日（土）			
M	8月25日（火）～8月26日（水）			
N	9月19日（土）・10月17日（土）			

※【別紙1】「令和8年度山口県教育委員会免許法認定講習開設科目等一覧表（幼稚園教諭免許状）」を参照すること。

※ 現在の単位修得状況について、正確に記入すること。

※ 受講申込書に公印がないものは受け付けられないこと。

現在所属先がない場合は、山口県乳幼児の育ちと学び支援センターに事前に連絡すること。

②「受講通知用はがき」

- ※ 受講科目ごとに作成すること。
- ※ 受講の可否について通知するため、はがきに「受講許可書」（様式2）を貼付し、表面に受講希望者の住所・宛名（「様」をつける）を明記すること。

(2) 申込先 〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号
山口県乳幼児の育ちと学び支援センター

(3) 申込期間

令和8年6月9日(火)～6月30日(火) (当日消印有効)

- ※ 申込期間以外の受付はできないため、申込締切日を厳守すること。

8 受講許可

- (1) 受講許可は、令和8年7月上旬に「受講通知用はがき」により、本人宛に通知する。その際、要項等は送付しないため、本実施要項に従って受講すること。
- (2) 受講申込が少ない講座は、開設しない場合があること。
- (3) 受講にあたり、準備物が別途必要となった場合には、「受講通知用はがき」により、通知する。
- (4) 講習会場の詳細については、「受講通知用はがき」により、通知する。申込の状況によっては会場の変更もあり得るので注意すること。
※ 受講に当たっての準備物及び会場については、「受講通知用はがき」の他、山口県教育庁山口県乳幼児の育ちと学び支援センターのWebページも参照のこと。

山口県乳幼児の育ちと学び支援センター

URL : <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/186/>

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">※ 受講の際は、指定の駐車場もしくは駐車スペースに駐車し、<u>近隣の店舗等の駐車場への駐車は厳禁であること。</u>※ 各会場及び駐車場の詳細については、上記Webページに掲載しているので参照のこと。 |
|--|

9 受講料等の納付

- (1) 受講を許可された者は、受講料として、講習の初日に「受講料支払用紙」（様式3）に必要事項を記入の上、山口県収入証紙1,800円分を貼付し提出すること。
- (2) 各講座の最終日に単位修得証明手数料として、山口県収入証紙700円分を所定の用紙に添付提出すること。なお、所定の用紙は講習初日に配付する。
- (3) 山口県の収入証紙は、9月末日までは、山口県庁厚生棟2F売店、山口県内の市役所、町役場、県税事務所等で購入できるので、事前に購入しておくこと。
- (4) 山口県外の学校に勤務する者等で、山口県の収入証紙を事前に購入することが困難な場合は、受講料及び手数料の支払いをゆうちょ銀行の「普通為替証書」（手数料の支払いのみ「定額小為替証書」でも可）によって代えることができる。その際は、為替証書には何も書き入れず、「受講料支払用紙」（様式3）にクリップでとめて提出すること（糊付けはしないこと）。
- (5) 山口県外、国立・私立学校園に勤務する者等は、返信用封筒（返信先の郵便番号・住所・氏名を記入した長形3号封筒に110円分の切手を貼付）を受講当日に提出すること。（複数の講座を受講する者は、初回講座においてのみ返信用封筒を一部提出すること。）

10 成績審査の方法

各科目とも当該単位の課程として認められた授業時間数の5分の4以上出席した者について審査する。

審査はレポート又は試験によって行う。評定が不可の者については単位を認定しない。

11 その他

- (1) 受講許可後、やむを得ない事情で受講を辞退する場合は、所属長を通じて山口県乳幼児の育ちと学び支援センターに受講辞退届（様式4）を速やかに提出すること。
- (2) 山口県内の公立学校園に勤務する者の受講の際の服務上の取扱いは、「職務に専念する義務の免除」による。
- (3) 受講に際しては、受講許可書（「受講通知用はがき」）及び印鑑を持参すること。
- (4) 宿泊を必要とする者については、各自で手配すること。
- (5) 昼食については、各自で用意すること。また、飲食に制限のある会場もあることに留意すること。
- (6) 会場近隣の住民・店舗等に迷惑のかからないように注意し、ゴミなどは各自で持ち帰ること。
- (7) 講師に対して礼を失することのないよう、服装や受講態度に留意すること。
- (8) 病気等により、やむを得ず欠席する場合は、受講当日の朝(7:30～9:00)までに、山口県乳幼児の育ちと学び支援センターにメールにて連絡すること。
- (9) 悪天候等により講義を中止することがある。変更や中止等、緊急連絡を山口県乳幼児の育ちと学び支援センターのWebページ上で行うので、講義当日まで必ず定期的に確認する。
- (10) 教育職員免許法による修得単位数については、【別紙2】を参照すること。
- (11) 受講希望者で、会場内での移動、情報保障等についての質問があれば、受講申込期間内に、受講希望講座の担当部署（山口県乳幼児の育ちと学び支援センター）に連絡すること。

12 連絡・問合せ先

認定講習に係るもの	山口県乳幼児の育ちと学び支援センター (TEL 083-933-4450) ※ <u>受講当日の欠席、遅刻等の連絡はメールでのみ受け付けます。</u> a50908@pref.yamaguchi.lg.jp
免許状取得に係るもの (単位計算を含む)	山口県教育庁教職員課人事企画班 (TEL 083-933-4550)